



# 三津浜地区まちづくり協議会

## 事業計画書

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## 目 次

1. みがき甲斐あり！三津浜の「お宝」たち.....	3
2. 三津浜を取り巻く環境と今後の新たなる目標.....	7
3. 三津浜地区のコミュニティの現況.....	9
4. 三津浜地区まちづくり協議会設立の経緯・組織図.....	1.0
5. こうしたい・こうなってほしい三津浜.....	1.2
6. 目標に向かって～重点的な取り組み.....	1.3
広報部・まちおこし部・安心安全部・福祉部・総務部	
=資料編=	
7. 『子規が愛した街・三津浜』を目指して.....	2.2
8. 三津浜音頭・シンボルマーク・マスコットキャラクター.....	2.4
9. 三津浜地区まちづくり協議会規約・施行細則.....	2.5

## はじめに

平成22年5月に三津浜地区まちづくり協議会が発足してから、10年以上の歳月が経過しました。これまでの間、地域の皆様が三津浜地区の課題や今後の在り方について話し合いを重ね、歴史・文化、教育、広報、安心・安全、福祉をはじめ、様々な分野で力を合わせて事業を実施してきたことで、三津浜らしさのある「まちづくり」を進めることができました。

広報分野では、三津浜に残る古建築やみどころを紹介する「町歩きマップ」、おしゃれなショップや飲食店を紹介する「お散歩マップ」、三津浜に多くあるお寺や神社を紹介する「おまいりマップ」などを発行し、三津浜地区にある宝を多くの方に知っていただき、現在は、地区内の様々な場所で観光のお客様をお見掛けする機会が多くなりました。

また、「三津浜検定」・「大原其戎俳句コンテスト」・「三津浜フォトコンテスト」等を実施することで、多くの方に三津浜の歴史や文化、日常では気付くことが難しい三津浜の良さについて、知っていただくことができました。その他にも、安心・安全分野では、防犯灯や防犯カメラの設置を促進するなど、地域が一体となり、様々な分野で「まちづくり」に尽力していただいた結果、独自性のある現在の三津浜地区があるのだと確信しています。

しかし、三津浜地区にはまだまだ課題も多く残されています。今後は、これまでの取り組みに満足することなく、「自主防災組織の強化」や、「地域内団体の連携強化」、「次世代人材の育成」などの地域力の強化に焦点を当て取り組んで参りますので、地域の皆様には、三津浜地区のまちづくりへの積極的な参加をお願い致します。

三津浜地区まちづくり協議会会長 瀬村 要二郎

## 1. みがき甲斐あり！三津浜の「お宝」たち

熟田津に船乗りせむとつき待てば潮もかなひぬ今は漕ぎいでな 額田王 （葦が茂って静かな海辺の村から万葉集に詠まれた歌）

### “みつはま”とは-----

「みつ」の名は聖徳太子、舒明天皇、斉明天皇らの宮廷人が伊予の湯（道後温泉）への行幸のおり、乗下船の港（津）に由来する説から「御津」説があり、熟田津・飽田津・就田津の三つの津から、三津になった説もあります。

諸説ありますが、万葉の時代から私達の住んでいるまちは“みつ”と呼ばれていたと見られます。

### 『三津の港』

室町時代に河野氏が、対岸に城（港山城）を築いて水軍の拠点とした頃まで、遡る歴史があります。

正岡子規や秋山真之たちが旅立ち、また夏目漱石が松山に赴任する際に到着したのがこの港です。もちろん当時は、港の設備といっても東屋風の待合所があるのみで現在のような大型の船着き場もなく、沖合に停泊した船から小船で乗り移っていました。

### 『三津の朝市』

三津の朝市は、応仁元年(1467年)港山城主の河野通春が城兵のため、米穀魚菜の類を近郊の農漁夫より購入したことに始まるといわれています。その後、物々交換や売買取引が盛んになり、この賑わいがやがて“市”となったのが、「三津の朝市」と呼ばれています。

古い写真に残る三津の朝市のシンボルの丸屋根は、明治21年(1888年)、直径33mという巨大な建物が完成し、昭和29年(1954年)に崩壊するまで長らく愛されてきました。

その後、中央卸売市場となり一般客の買い物ができなくなりましたが、住民の要請で平成14年(2002年)、「三津の朝市」という名のイベントとして復活しましたが、現在、活動が休止されています。

## 『古民家（街並み）』

寛永 12 年(1635 年)、伊勢城主であった久松定行が松山に封ぜられ、三津の街は活気づきました。船手 400 戸を配して船奉行が置かれ、また、参勤交代が実施されるようになると城下町松山の外港として急速に発展して町奉行も設置されました。

三津浜港は、瀬戸内海屈指の湊町となり、商いで栄えた豪商たちは贅を尽くした漆喰を絡めた格子窓や海鼠壁の土蔵・民家・商家が競って建てられ、現在も、まちのあちらこちらに当時の面影が残されています。

## 『三津の渡し』

三津の渡し始まりは、城兵の食料の調達のために対岸に船を渡し、漁師・農夫から買い付けし、運んだのが「渡し」の始まりです。

風物詩となっている三津の渡しは、わずか数分で向こう岸に着きますが、現在も通勤通学・通院・散策、さらには、人はもとより、自転車、乳母車、犬などが乗り込み、住民の便利な足となっています。渡し船は、潮風が匂う人情豊かな乗り物で、昔は、棹や櫓を漕いで渡していましたが、昭和 46 年(1971 年)からエンジンに変わっています。

## 『大原其戎と正岡子規』

子規いわく、人生唯一の師匠は、三津浜の大原其戎と語っています。

明治 20 年(1887 年)子規は、柳原極堂とともに其戎宅を訪れ、俳諧の手ほどきを受けています。子規の句「虫の音を踏みわけ行や野の小道(明治 20 年)」が初めて活字になったのも、其戎が主宰する日本で三番目に古い月刊俳誌「真砂の志良辺」で、子規はこの俳誌に合計 35 回投句しています。

子規の俳句にまつわる出会いやきっかけが、三津浜と深く関わっているので、三津浜が虚子・碧梧桐などへと伝わる「子規山脈」や「近代俳句」の発祥の地といっても過言ではないといえます。

## 『坊っちゃん列車』

坊っちゃん列車は、1888 年 10 月 28 日に伊予鉄道が松山 - 三津間を 762mm の軌間で開業したもので、当時の車両はドイツから輸入された

ものを使用していました。

小説『坊っちゃん』の生みの親である夏目漱石自身が、実際に松山に赴任した時に乗車しており、この時の体験に基づき書かれた小説『坊っちゃん』の中で、「マッチ箱のような汽車」として登場し、主人公の坊っちゃんが赴任の際に乗ったことから、「坊っちゃん列車」と呼ばれるようになりました。

### 『三津浜焼き』

三津浜焼きの歴史は古く、戦前の「一銭洋食」にまでさかのぼるそうです。モダンな食べ物「一銭洋食」とは、水に溶いた小麦粉を鉄板で焼き、ネギなどをのせて焼いた手軽な庶民の食べ物です。つまり、お好み焼きの原型といえます。

形は半月状で、味の特徴は、ちくわ、牛脂、天かすが決めてとなっており、約 30 店舗が、それぞれの特徴を活かしながら味を提供しています。

### 『松山鮓』

夏目漱石がはじめて松山に来て子規を訪ねた時、子規の母・八重がもてなしたのが松山鮓です。その時、漱石は一粒こぼさず食べたそうで、その様子は、高浜虚子全集、司馬遼太郎の「坂の上の雲」の中で記されています。

子規が郷土料理の誇りとしていた「松山鮓」は、小説「坊っちゃん」発表 100 年に当たる平成 18 年に水産市場と三津浜婦人会が共同して復活したものです。松山市水産市場正門には「瀬戸の小魚・松山鮓」と銘打った句碑が子規の座像とともに設置されています。

### 『幻の料亭・澁々園』

「澁々園」は、三津の船場町にあった複合料亭（料理屋・宿屋・塩湯）です。

海水をひき入れた石積の大きな生簀があったため、「三津のいけす」と呼ばれていました。経営者は子規の大叔父にあたる歌原邁で、「澁々園」の名称は子規が考えたものといわれています。

子規は句会や会食などで十数回、この料亭を利用し、子規・虚子・碧梧桐の初めての出会いを記念し、食事会を開いたり、船の待ち時間を使って塩湯を楽しんだり、秋山真之などの友人と新年会を開催したりと、大いに楽しんだそうです。

### 『三津浜花火大会』

四国最大級の花火大会です。海面いっぱい広がる花火や、台船を使った海上からの打ち上げ花火が彩ります。目玉は日本煙火芸術協会による作品や、15号玉（45cm）などの超特大花火で、夜空に大きく開き、響く音もすばらしく、ビールを片手に情緒豊かな納涼船からの観覧もお勧めです。

地元の小・中学生による「水軍太鼓」や「金管バンド演奏」などの楽しいイベントをはじめ、ボランティアスタッフ・中学生 300人による会場の設営やごみ拾いなど、三津浜地域を挙げた花火大会となっています。

### 『喧嘩神輿・虎舞』

厳島神社では、松山地方祭の最終日となる10月7日の早朝、三津の南北と古三津の南北計4体によって喧嘩神輿（鉢合わせ）が行われます。この鉢合わせは、神輿の担き棒を正面からぶつけるもので、当日、神輿の宮出しは松山では一番早い午前1時から行われるため「暁（あかつき）の宮出し」と呼ばれています。また、宮出しの前には古三津地区の伝統芸能である虎舞（獅子舞の虎版で加藤嘉明の虎狩りに因む）が奉納されます。

### 『小林一茶、松尾芭蕉』

小林一茶は、寛政7年（1795年）、松山に二十日ばかり滞在した際、二月五日には三津浜の方十亭を宿にし、「三津の渡し」を利用して現在の港山町にあった洗心庵（渡しを降りてすぐの辺り）に行き、俳友を集めて句会を催しています。

「笠を舗て手を入れてしるかめの水」寛政5年(1793)芭蕉百回忌に、芭蕉の自筆と称する懐紙を亀水塚（別名：芭蕉塚・洗心庵跡の近く）の下に埋め、句碑を建立したそうです。小林一茶は、これを見て「汲みて知るぬるみに昔なつかしや」という懐旧の句を詠んだそうです。

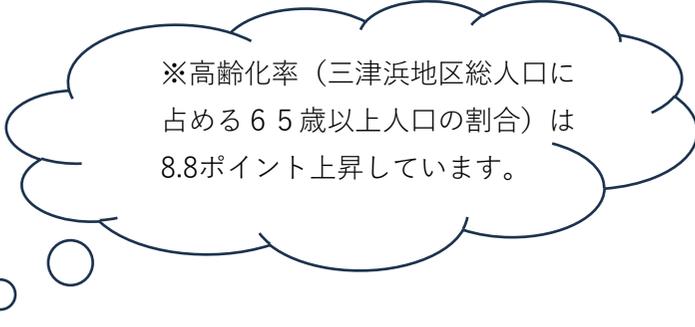
### 『その他』

他にも神社、仏閣、染物や船具・建具などの職人技、句碑、歴史的な由来や物語などの魅力が、地区内には多数あります。

## 2. 三津浜を取り巻く環境と今後の新たな目標

人口の減少と高齢化が進行している三津浜地区の現状

	平成22年 4 月	令和6年 4 月	増減数
世帯数	2,753	2,495	△ 258
総人口	5,758	4,525	△ 1,233
64歳以下	4,055	2,788	△ 1,267
65歳以上	1,703	1,737	34
高齢化率	29.58%	38.39%	



※高齢化率（三津浜地区総人口に占める65歳以上人口の割合）は8.8ポイント上昇しています。

「三津浜地区まちづくり協議会」を平成22年に設立して以来、私たち会員は、高齢化・人口の減少・産業の衰退が進む中、三津浜に元気を取り戻すべく活動を進めてきました。この10年の間、活気を失いつつあった三津浜地区は、「『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想」における「サブセンターゾーン」に位置付けられ、三津浜の魅力的な地域資源を活かした賑わいの創出や、「たからみがきのまちづくり」など、地域と行政との協働によるまちづくりの成果が芽生えています。新型コロナウイルス感染症の蔓延による活動停滞を余儀なくされた時期はありましたが、『元気、笑顔あふれるまち、グッドイメージ三津浜』の理想に近づく活動を再開していきます。

俳句の町を生かした取り組みでは、まず、「三津浜の事をもっとよく知ってもらい、まち歩きの賑わいを創出したい。」と、ご当地検定の「三津浜検定」を各イベントで開催しました。三津浜のガイド役を養成すべく、三津浜検定の最上位である「グランドマイスター」取得者を対象に「ガイド養成講座」を計画していましたが、教本の作成が完了した時点で、コロナ禍により活動が中断している状態です。活動を再構築するには、今後、中断期間と同程度の時間をかけ、一から取り組むことが必要になっています。どのような状況下においても、令和2年9月から「大原其戒俳句コンテスト」の定期開催を開始しています。

若き集団「クリエイターズ」によるイベントの開催も好評です。「平成船手組」によるご当地フード「三津浜焼き」のブランド化に成功し、全国規模での活躍が進められています。また、三津の朝市活性化は、協議会結成以来の念願でありましたが、コロナ禍以後、「旬鮮味まつり」を年に数回開催し、親子で楽しめる地元のイベントとして賑わいを取り戻そうとしています。さらに、松山市による松山外港の整備に伴い、大型クルーズ船の入港が可能となり、インバウンド対応を模索しているところです。

地域住民への施策としては、長い間途絶えていた「盆踊り大会」を復活させ400人以上が集いました。地域に伝わる松江堂を再建し、住民の憩いの場を提供し、地域住民の活性化にも貢献してきました。

以上のように成果は上がってきているのですが、まだ地域住民の交流、住環境の施策、災害対策、要支援者対応等、これから取り組むべき課題も多くあり、継続した活動が必要になります。立地面から考えると、サブセンターゾーンとしての発展、賑わいも大切な要素であり、隣接地域は社会活動的には深い関わりがあり、これらの地域との連携、協働も大事な活動になってきます。商業・文化・防災・教育等を協働することで、各々の果たすべき役割等を把握し、効率が良く、効果も大きくなる事が期待できます。松山市とも協議しながら、まずは足がかりとなる動きを進めていきたいと考えています。

私たち協議会は、設立からほぼ同じメンバーにより支えられてきた感があり、培ってきた仕組みとノウハウの継承が出来ていません。この継承の仕組み作りこそが発展し続けるために必要であると考えています。

### 3. 三津浜地区のコミュニティの現状

地域活動は、明治以来の国家制度庇護の下で、行政指導により地域活動を続けてまいりました。地域とは、生活基盤又は歴史・文化を共有する学校、公民館、公園など日常生活に密接な公共施設または共通の歴史に生まれ文化等を共有する地域のことを言います。地域住民が地域の課題を自主的に抽出し、解決が進められる活動を地域コミュニティづくりといわれています。

これまでの地域活動は、向こう三軒両隣の町内会を立ち上げて活動してきました。行政の財政が豊かな時代は、町内会長を軸に地域活動を行ってきた経緯がありますが、財政が乏しくなると町内会長の役割も弱くなり単なる町内の調整役になってきました。三津浜地区の地域活動は、旧町名を単位とした活動を行っています。戸数の多い町内と少ない町内があり、各町内それぞれに町内運営(役員構成・運営費)に苦慮しているところです。これからの課題は、個人情報に関係もあり、町内の把握が今後ますます難しくなっております。

昨今、『無縁社会』現象が社会問題化されています。幸いなことに三津浜には地縁関係が残っていることから、こうした問題を解決していくにも町内会が見直される時が来ているように思います。また、公民館活動は、70年の歴史があり、その活動は社会教育と生涯教育を合わせた地域活動の中心として推進されてきました。成人式・文化祭・体育祭・各種イベント等地域住民に受け入れられています。

一方、一般的な市民生活の中においては、お互いの意見を出し合い利害を調整し合意していく習慣を地域に根づかせる役割を担ってきました。行政情報を広く市民に広報する広報部は、毎月の定例会において松山市からの周知事項や、関係団体から広報物の配布を通じて町内各戸に伝達しています。

このように三津浜地区は、町内会とまちづくり協議会、社会福祉協議会・自主防災会・防犯協会・婦人会・PTA等諸団体が、住環境、防災、防犯を基に市民生活維持向上を支えています。各諸団体の活動については、各々団体の事情もあり活動は限定されています。徐々にではありますがお互いに連携し、協働すれば活動範囲も広がり負担も軽減され、地域課題を共有することで総合的に地域活動が構築できます。連携する事で地域を繋ぐ組織となり、より強固な自治機関が出来上がると思われ活動を続けています。

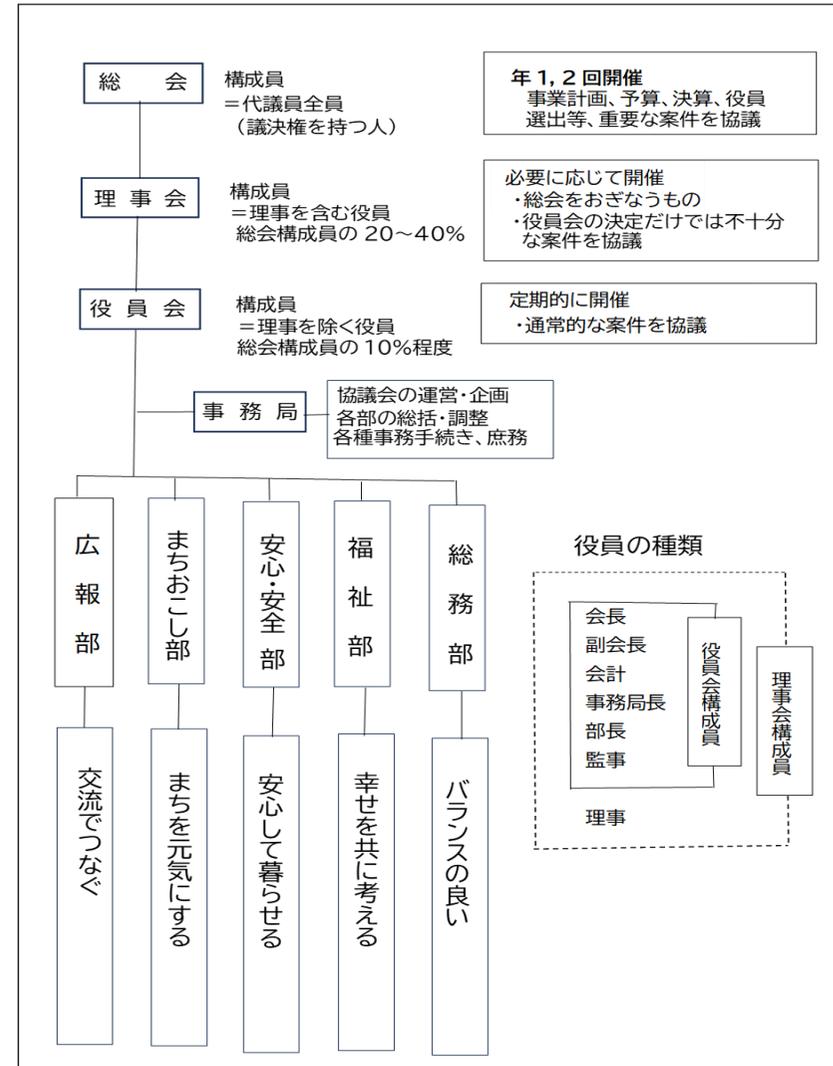
#### 4. 三津浜地区まちづくり協議会設立の経緯・組織図

平成 20 年 6 月	三津浜地区まちづくり協議会準備会設立、松山市の承認を得る。
平成 20 年 8 月	三津浜地区まちづくり協議会準備会広報誌を発行。
平成 20 年 8 月	三津浜支所に「まちづくり意見箱」を設置する。
平成 20 年 8 月	まちづくりについてワークショップを実施。
平成 21 年 3 月	理想の三津浜を実現するには何をすればよいか検討。
平成 21 年 3 月	愛媛大学 藤目節夫教授講演会の開催「行政と協働するまちづくり」
平成 21 年 4 月	三津浜地区まちづくり協議会の組織・規約作成に着手。
平成 21 年 9 月	三津浜地区まちづくり協議会のシンボルマーク募集。
平成 21 年 9 月	各町内会長に三津浜地区まちづくり協議会の説明会実施。
平成 21 年 11 月	三津浜地区まちづくり協議会規約案の縦覧。
平成 21 年 12 月	全体会で三津浜地区まちづくり協議会規約案を承認と入会案内について協議。
平成 22 年 2 月	三津浜地区まちづくり協議会シンボルマークの決定。
平成 22 年 2 月	三津浜地区まちづくり協議会入会申込書受付と役員案の協議。
平成 22 年 3 月	三津浜地区まちづくり協議会総会準備。
平成 22 年 4 月	松山市へ三津浜地区まちづくり協議会の認定申請書提出。
平成 22 年 5 月	三津浜地区まちづくり協議会設立総会。
平成 23 年 8 月	三津浜地区タウンミーティングを開催。

- 平成 25 年 4 月 第 1 次三津浜地区まちづくり計画の策定。
- 平成 26 年 7 月 松山市が三津浜地区活性化計画を策定。
- 平成 28 年 2 月 「三津浜検定」の運用を開始。
- 令和 1 年 5 月 景観指定都市に認定される。
- 令和 1 年 5 月 大型クルーズ船の寄港が開始。
- 令和 2 年 9 月 「大原其戎俳句コンテスト」の定期開催を開始。
- 令和 6 年 4 月 第 2 次三津浜地区まちづくり計画の策定。



### 三津浜地区まちづくり協議会組織図



## 5. こうしたい・こうなってほしい三津浜

### 【目指すところ】

## 元気、笑顔あふれるまち、グッドイメージ三津浜

### 【まちづくりの7本柱】

#### 歴史文化のまち

- ・三津浜の豊富な地域資源、貴重な伝統文化を後世に継承します。
- ・文化財等の保存を通じて「誇り」「愛着」の持てるまちづくりをします。

#### 教育のまち

- ・学校と地域がより連携できるまちにします。
- ・子育て支援をして共稼ができるまちにします。
- ・教育特区になる努力をします。

#### 広報を発信するまち

- ・より情報収集ができるまちにします。
- ・発信・収集できるシステムを構築します。

#### 安心・安全のまち

- ・住環境が整備され誰もが安心安全で暮らせるまちにします。
- ・災害(減災)に強いまちづくりを目指します。

#### 福祉のまち

- ・高齢者に優しいまちづくりをします。
- ・松山 NO.1 の福祉地区を目標にします。

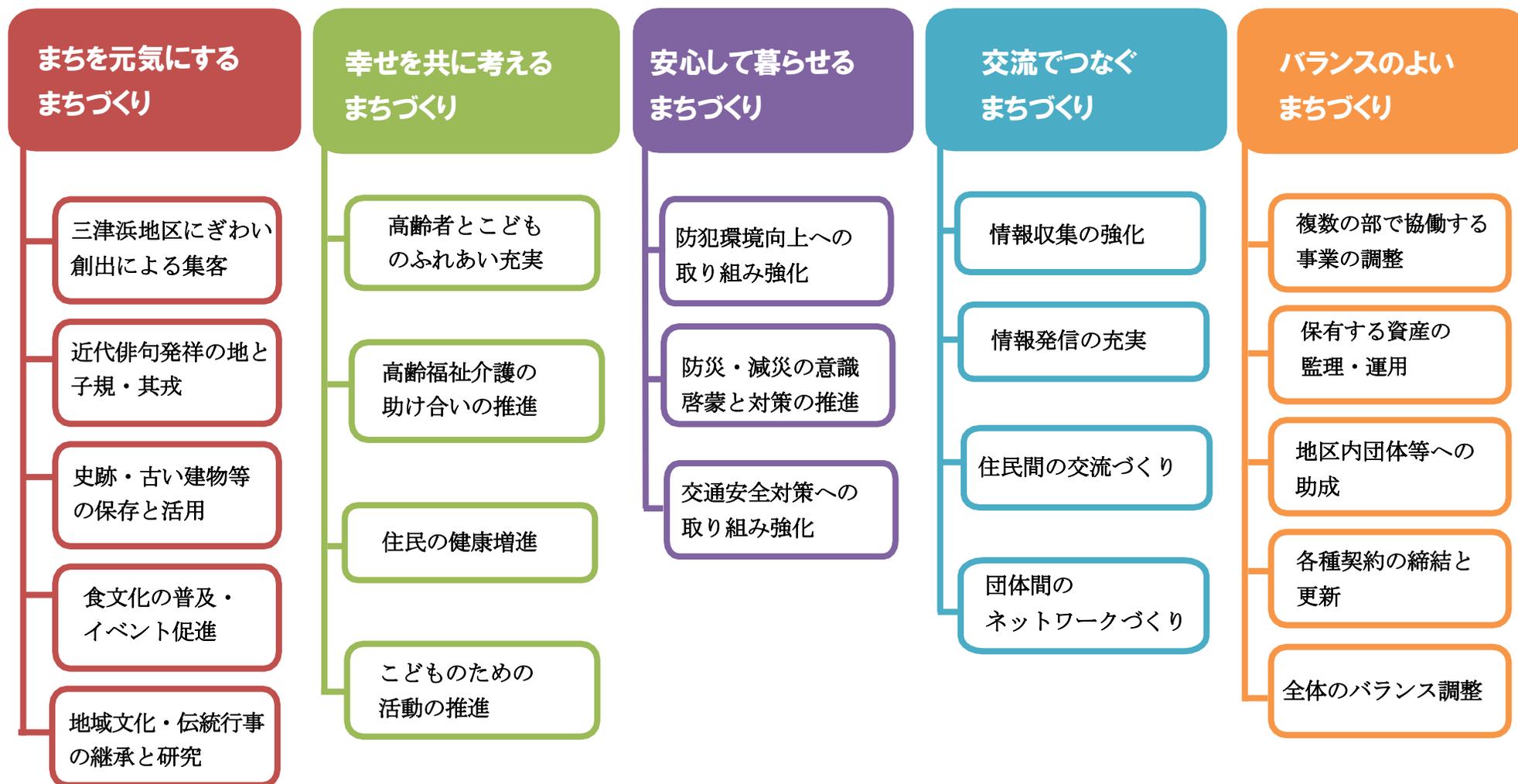
#### 住みよいまち

- ・挨拶運動を奨励してお互いに協働をするまちにします。

#### コミュニケーションのあるまち

- ・町内会を充実、各町内の意見を収集します。

## 6. 目標に向かって～重点的な取り組み



## まちを元気にするまちづくり

	現 在	数年後	10年後
三津浜地区にぎわい創出による集客	・三津の朝市の開催	・三津の朝市の活性化	・三津の朝市の定着
	・インバウンド対策への取り組み (大型旅客船の誘致)	・インバウンド対策への取り組み (大型旅客船の誘致、個人旅行者の集客、外国語による情報発信)	・インバウンド対策への取り組み (大型旅客船の誘致、個人旅行者の集客、外国語による情報発信)
	・回遊・滞在観光型の環境整備・ 情報発信	・回遊・滞在観光型の環境整備・ 情報発信	・回遊・滞在観光型の環境整備・ 情報発信
近代俳句発祥の地と子規・其戎	・大原其戎の名を広める	・大原其戎の名を広める	・大原其戎の名を広める
	・発祥の地として俳句文化の定着活動	・発祥の地として俳句文化の定着活動	・発祥の地として俳句文化の定着活動
史跡・古い建物等の保存と活用	・町屋バンクによる空家活用の支援	・古建築の魅力発信と維持管理支援	・古建築の魅力発信と維持管理支援
食文化の普及・イベント促進	・三津浜食ブランドの普及支援	・三津浜食ブランドの普及支援	・三津浜食ブランドの普及支援
地域文化・伝統行事の継承と研究	・三津の歴史や伝統行事などの調査と整理・継承	・三津の歴史や伝統行事などの調査と整理・継承	・三津の歴史や伝統行事などの調査と整理・継承
	・昭和の暮らしの聴き取り、整理・公開方法の検討	・昭和の暮らしの聴き取り、整理・公開方法の検討	・昭和の暮らしの聴き取り、整理・公開方法の検討
	・歴史資料の保存・管理	・歴史資料の保存・管理と公開場所設置の検討	・歴史資料の保存・管理と公開場所の設置

## 幸せを共に考えるまちづくり

	現 在	数年後	10年後
高齢者とこどもの ふれあい充実	・ 高齢者とこどもが別々に活動	・ 高齢者とこどもがふれあう機会を増やす	・ 高齢者とこどもがふれあう場への参加を増やす
	・ コミュニケーションツールがない	・ コミュニケーションツールを作成する 「ご当地かるた」 など	・ ツール活用したふれあい活動の開催 「かるた大会」 年齢別定期開催など
高齢福祉介護の 助け合いの推進	・ 高齢者の見守り	・ 自主防災会と災害対応・ 対策協議	・ 非常時の行動を実践し改良を重ねる
	・ 福祉団体との連携	・ 福祉団体との連携を強化 ・ 高齢者施設など連携機関の拡大	・ 医療機関との連携を拡大・ 強化
住民の健康増進	・ 健康づくりの情報発信	・ 実践している団体との情報交換	・ 情報発信・ 情報交換に加え、住民参加の機会増大を工夫
	・ 健康体操の普及	・ 健康体操の定期実施	・ 健康体操の実施年齢層の拡大
こどものための 活動推進	・ 児童福祉に総務部より活動を助成	・ こども会・ 公民館などと協議し活動方針を決定	・ こどものための活動を改善し継続 (目的・ 内容・ 成果の検証)

## 安心して暮らせるまちづくり

	現 在	数年後	10年後
防犯環境向上への 取り組み強化	・ 防犯相談所との連携	・ 防犯相談所との連携	・ 防犯相談所との連携
	・ 防犯カメラの設置・維持管理	・ 防犯カメラの設置・維持管理	・ 防犯カメラの設置・維持管理
	・ 防犯パトロールの実施 ごみ収集場所の状況確認	・ 防犯パトロールの実施 ごみ収集場所の状況確認	・ 防犯パトロールの実施 ごみ収集場所の状況確認
	・ 防犯灯の助成	・ 防犯灯の助成とLED化	・ 防犯灯の助成とLED化
防災・減災の意識 啓蒙と対策の促進	・ 自主防災連合会との協働を推進	・ 自主防災連合会との協働を推進	・ 自主防災連合会との協働を推進
	・ 防災・減災講習会の実施	・ 防災・減災講習会の実施	・ 防災・減災講習会の実施
	・ 三津浜地区に特化した防災・ 避難訓練の実施	・ 三津浜地区に特化した防災・ 避難訓練の実施	・ 三津浜地区に特化した防災・ 避難訓練の実施
	・ 新規企画・検討	・ 危険個所の調査と定期パトロールの 実施	・ 危険個所の調査と定期パトロールの 実施
	・ 内港陸閘の定期パトロールの実施	・ 内港陸閘の定期パトロールの実施	・ 内港陸閘の定期パトロールの実施
	・ 新規企画・検討	・ 避難可能な建物の調査実施と協定の 締結	・ 避難可能な建物の調査実施と協定の 締結
	・ 防災資機材の確保と維持管理	・ 防災資機材の確保と維持管理	・ 防災資機材の確保と維持管理

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規企画・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造家屋の耐震化の啓蒙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造家屋の耐震化の啓蒙</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者リストの作成・活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者リスト活用の体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者リスト活用体制の運用</li> </ul>
交通安全対策への 取り組み強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規企画・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもと高齢者を対象に講習会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもと高齢者を対象に講習会の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規企画・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険個所の調査、周知、改良支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険個所の調査、周知、改良支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規企画・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通学路のパトロールの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通学路のパトロールの実施</li> </ul>

## 交流でつなぐまちづくり

	現在	数年後	10年後
情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動に対する支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA活動に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA活動に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA活動に対する支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体との連携</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な意見交換会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営組織の策定設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人との交流支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クルーズ船、在住者を対象に交流支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流支援体制、学習体制の確立</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代の人材育成支援が停滞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実情把握のアンケート定期実施 行事ごとの実行委員に参加を募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事ごとの実行委員に参加を募集</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動が維持できない 自治会が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会の実践 自治会再編に向けた組織づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会再編に向けた活動の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ減量対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ減量対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ減量対策の実施</li> </ul>
情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種広報誌の作製</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種広報誌の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種広報誌の定期発行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの内容充実と定期更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体の活動とのリンク</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボルマーク・ マスコットキャラクターの普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長するマスコットキャラクター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用マニュアルの作成・運用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ減量対策の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ減量対策の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ減量対策の広報</li> </ul>
住民間の交流づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体活動の広報支援と協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体活動の広報支援と協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体活動の広報支援と協力</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規企画・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者による 三津浜活性化シンポジウム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者による 三津浜活性化シンポジウム定期開催</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会員の人材不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事ごとの実行委員に参加を募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青年部の創設検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規企画・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所設置の必要性・内容を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な構想に向け実施検討</li> </ul>
団体間の ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体間の連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業を増やす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体との連携強化</li> </ul>

## バランスのよいまちづくり

	現 在	数年後	10年後
複数の部で協働する 事業の調整	・活動内容と規模の調整	・活動内容と規模の調整	・活動内容と規模の調整
	・担当部署、外郭団体との調整	・担当部署、外郭団体との調整	・担当部署、外郭団体との調整
	・物品、費用、人員の調整	・物品、費用、人員の調整	・物品、費用、人員の調整
保有する資産の 監理・運用	・購入資産の検討	・購入資産の検討	・購入資産の検討
	・廃棄資産の検討	・廃棄資産の検討	・廃棄資産の検討
	・保有資産の監理、運用	・保有資産の監理、運用	・保有資産の監理、運用
地区内団体等への 助成	・助成内容の適否検討	・助成内容の適否検討	・助成内容の適否検討
	・助成バランスの調整	・助成バランスの調整	・助成バランスの調整
各種契約の 締結・更新	・賃貸借契約 更新・変更の判断	・賃貸借契約 更新・変更の判断	・賃貸借契約 更新・変更の判断
	・リース契約 更新・変更の判断	・リース契約 更新・変更の判断	・リース契約 更新・変更の判断

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約の必要性と内容の査定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約の必要性と内容の査定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約の必要性と内容の査定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種使用契約 更新・変更の判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種使用契約、更新・変更の判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種使用契約、更新・変更の判断</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規約、協定 更新・変更の判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規約、協定 更新・変更の判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規約、協定 更新・変更の判断</li> </ul>
<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">           全体のバランス調整         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部署別の活動と予算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部署別の活動と予算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部署別の活動と予算</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業ごとの人員配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業ごとの人員配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業ごとの人員配置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業ごとの活動内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業ごとの活動内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業ごとの活動内容</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規部署の創設検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育文化部の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青年部の創設</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイド養成講座の中断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイド養成講座の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイド活動の開始</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、理事会、役員会の開催運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、理事会、役員会の開催運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、理事会、役員会の開催運営</li> </ul>

＝資料編＝

7. 『子規が愛した街・三津浜』を目指して
8. 三津浜音頭・シンボルマーク・マスコットキャラクター
9. 三津浜地区まちづくり協議会規約・施行細則

## 7. 『子規が愛した街・三津浜』を目指して

まちの活性化を目指し、三津浜地区への観光客誘客のためのメインテーマ（案）として、三津浜地区と関係の深い「正岡子規」をテーマにしたまちづくりの提案書を作成しました。

（平成 23 年 3 月・松山市へ提出）

### 【提案内容】

#### 提案①：浜の駅 澆々園の復活…三津の朝市の発展・充実

水産市場内に、瀬戸の小魚を中心とする飲食物販施設を整備する。そこには、ミニ水族館や地元産品・島嶼部の特産品などの販売コーナーなども設ける。可能であれば、澆々園にあり、子規も入浴したといわれる「塩湯」の整備も行う。

#### 提案②：子規の銅像や句碑などの建立・設置

三津浜の街を訪れていた時代の、若くて元気な子規をイメージし、其戎の居宅跡、駅、港、渡し、水産市場など、なじみのある場所に銅像などのモニュメントを設置する。

#### 提案③：「三津の渡し」周辺を「近代俳句の聖地」として整備

風情ある三津の渡しを渡し、小林一茶が松尾芭蕉を偲んで句会を開いた史実や、子規が芭蕉を尊敬し、伝記を残し、奥羽を旅した事実に沿って、俳句の聖地として整備する。

#### 提案④：三津浜商店街に「子規の俳句タイル」設置、商店街の愛称募集

松山で詠み、故郷を思って作った俳句や詩文を、商店街のタイルに埋め込んでいく。なお、タイルが難しい場合は、幟や横断幕なども検討する。

#### ヨーロッパの街並み



若き日の子規や虚子、真之達が三津浜の街を歩きながら語らっている姿、さらには子規が虚子にいたずらしている姿などが、等身大の銅像となったなら……。

提案⑤：俳句甲子園の予選会またはプレイベントを「松山市地域交流センター」で開催する。

三津浜が「子規の街」「俳句の街」として整備されたのち、現在、行っている俳句甲子園のプレイベント等を三津浜の街で行い、子規や大原其戎のモニュメントの前で優勝祈願祭などのイベントを行う。モニュメントの台座に歴代の優勝校のプレートを埋め込む。

提案⑥：坊っちゃん列車（復元車両）の松山～三津間での復活運行等

または、実物の坊っちゃん列車（伊予鉄が梅津寺で所有）の三津駅での移設展示、三津駅内で坊っちゃん列車啓発コーナーの開設

補足提案①：澆々園に併設され、子規も入浴した塩湯を「澆々の湯」として復活する。

補足提案②：「九層楼」を市駅の坊っちゃん列車・転車台の上または三津駅ロータリーに復元する。

8. 三津浜音頭・シンボルマーク・マスコットキャラクター

[シンボルマーク]

# 三津浜音頭

作詞: 矢野昭治 作曲: 杉澤嘉穂



① ハ ア ----- ② みつのう おいち あ さひにそー まりゃ



③ うみのお とこの こころいき ④ しおのか おりに たいりょうのせて



⑤ おどるわ かしゆの はれすがたー ⑥ みんなわ になり みんなえ がおで



⑦ ソー レソー レソー レソレソレ ⑧ みつはまおん どー



三津浜地区  
まちづくり協議会  
SINCE 2010

【海野みう】  
うみのみう、逆さに読んでもうみ  
のみう。三津浜生まれの三津浜  
育ち！！

[マスコットキャラクター]



## 9. 三津浜地区まちづくり協議会規約・施行細則

### 三津浜地区まちづくり協議会規約

#### 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、三津浜地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所は会長が指定する場所(松山市若葉町5番30号)に置く。

(区域)

第2条 協議会の区域は、梅田町、神田町、住吉1丁目～2丁目、三津1丁目～3丁目、元町、須賀町、松江町、若葉町、三津ふ頭とする。

(理念と目的)

第3条 協議会は、地区の安心安全に努め、にぎわいの創出と生きがいのある暮らしの実現のため、住民主体のまちづくりを行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくり計画に関すること。
- (2) 三津浜地区の住民又は団体の交流、連携・協力に関すること。
- (3) 情報の収集・発信に関すること。
- (4) まちの活性化に関すること。
- (5) 住民の教養、三津浜地区の伝統・文化に関すること。
- (6) 住民の安心・安全に関すること。
- (7) 環境整備・美化に関すること。
- (8) 保健・福祉の増進に関すること。
- (9) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 三津浜地区に住所を有する個人
- (2) 団体会員 三津浜地区に活動拠点を有する各種団体・組織及び法人等(以下「各種団体等」という。)
- (3) 賛助会員 三津浜地区外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 各種団体等の構成員は、その団体等からの入会申込書の提出をもって、個人会員の加入申込みがあったものとみなすことができる。

3 会長は、第1項の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(退会等)

第7条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員が、会員の資格を失ったとき。
- (2) 会員から退会の申出があったとき。

2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。

## 第2章 役員等

(役員の種類)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 部長 各部1人
- (6) 監事 2人
- (7) 理事 20人以内

(役員を選任)

第9条 会長、副会長、会計、事務局長、部長及び監事は、個人会員の中から総会において選任する。

2 理事は、第6条第2項に定める個人会員のうち、所属している各種団体等から推薦のあった者（以下「団体会員の代表者」という。）の中から総会において選任する。

3 任期途中における会長を除く役員の前選は、理事会において選任し、次期通常総会の審議議決を得るものとする。

4 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(事務員)

第10条 協議会に事務員を置くことができる。

2 事務員は、役員会の承認を経て、会長が任命する。

(役員等の職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、協議会の経理に関する事務を処理し、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。

4 事務局長は、協議会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。

5 部長は、担当する部を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部の事業を役員会及び理事会に報告するとともに、各種施策を建議する。

6 監事は、次の職務を行う。

- (1) 会計処理の監査
- (2) 業務運営の執行状況の監査
- (3) 前2号に伴い不正の事実を発見した場合の総会への報告

- (4) 前号の報告をするため必要であると認めた場合の臨時総会の招集請求
- 7 理事は、住民の意向を踏まえ、協議会の運営及び活動について意見を述べる。
- 8 事務員は、事務局長の指示のもと、協議会の庶務を行う。

(役員等の報酬)

第12条 役員及び事務員の報酬は、細則で定める。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。

### 第3章 総会

(総会の種別)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。代議員の人数は細則で定める。

- (1) 監事を除く役員
- (2) 団体会員の代表者で、役員以外の者
- (3) 個人会員の代表者（第6条第2項の規定により、個人会員とみなされる者を除く。）

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会費に関する事項
- (5) 役員選任に関する事項
- (6) 規約に関する事項
- (7) その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 代議員の過半数から請求があったとき。
  - (3) 役員会から請求があったとき。
  - (4) 第11条第6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。
- 4 会長は、前項第2号から第4号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。ただし、議長が選出されるまでの間、事務局長が仮議長を務める。

(総会の定足数)

第19条 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名をしなければならない。

#### 第4章 理事会

(理事会の構成)

第22条 理事会は、役員をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(理事会の審議事項)

第23条 理事会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 本規約施行についての細則に関する事項
- (4) 役員会から提議された事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員3分の1以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第26条 理事会は、役員2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第27条 理事会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第28条 止むを得ない理由のため理事会に出席できない役員は、書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。  
この場合、その役員は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第30条 役員会は、理事を除く役員（以下、本章において、「役員会員」という。）をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(役員会の審議事項)

第31条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第32条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員会員の3分の1以上から請求があったとき。
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第34条 役員会は、役員会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第35条 役員会の議事は、出席した役員会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 部会

(部会の種別)

第36条 協議会には事業の推進に必要な部会を置き、部会の種別・業務は細則に定める。

(部会の構成)

第37条 各部は、部長が指名する会員(以下、「部員」とする)をもって構成する。

2 各部長は、副部長を指名し、設置することができる。

(部会の開催)

第38条 各部会は必要に応じ部長が招集し、開催する。

(部会の議長)

第39条 部会の議長は、部長がこれに当たる。

(部会の会則)

第40条 各部会は必要に応じて部会則を設けることができる。

## 第7章 例会

(例会の構成)

第41条 例会は役員、部員及び会長の認める者で構成する。

(例会の開催)

第42条 例会は本会目的達成のため3ヶ月に1度程度開催する。ただし、必要があれば会長が招集することができる。

(例会の進行)

第43条 例会の進行は、会長がこれに当たる。

## 第8章 事務局

(事務局)

第44条 協議会に事務局を設置し、次に定める業務を行う。

- (1) 協議会の運営・企画に関すること
- (2) 各部の総括・調整
- (3) 各種事務手続き及び庶務

## 第9章 会計

(経費)

第45条 協議会の運営に要する経費は、会費、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第46条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額及び納入方法等については、細則で定める。
- 3 会員が退会した場合、既納の会費は返還しない。

(会計年度)

第47条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第48条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

- 2 前項の帳簿の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。ただし、不当な請求であると認められる場合は、この限りでない。

## 第10章 まちづくり計画・事業計画・予算・決算

(まちづくり計画)

第49条 三津浜地区の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が役員会及び理事会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 まちづくり計画は、三津浜地区住民の意向を十分に反映したものでなければならない。

(事業計画及び予算)

第50条 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づきその案を作成し、役員会及び理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 協議会の事業報告及び決算は、役員会及び理事会の審議を経て、監事の監査を受けたのち、総会の承認を受けなければならない。

### 第11章 規約の変更

(規約の変更)

第52条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

### 第12章 雑則

(細則への委任)

第53条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の審議を経て細則で定める。

(情報公開)

第54条 協議会の経理及び総会の議事録等、文書の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。ただし、不当な請求であると認められる場合は、この限りでない。

2 傍聴希望者は、会議を傍聴することができる。

(個人情報の保護)

第55条 協議会は、協議会の活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

### 附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行し、以前の会則は廃止する。

この規約は、平成26年5月30日から施行し、以前の会則は廃止する。

この規約は、令和4年6月22日から施行し、以前の会則は廃止する。

この規約は、令和5年5月12日から施行し、以前の会則は廃止する。

この規約は、令和6年5月21日から施行し、以前の会則は廃止する。

## 三津浜地区まちづくり協議会規約施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、三津浜地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会申込)

第2条 規約第6条に規定する入会申込書は、次の様式とする。

入会申込書	
三津浜地区まちづくり協議会会長 様	
三津浜地区まちづくり協議会規約第6条に基づき、同協議会への入会を申し込みます。	
平成 年 月 日	
住所（団体会員は、事務所または代表者の住所）	電話番号
申込団体名	構成人数 (町内会は世帯数)
代表者（個人会員は、申込者）の氏名	

(理事の選出)

第3条 規約第9条第2項に規定する理事のうち、町内会の代表者らが選出する者は、次の表に掲げる区域ごとに1名ずつ選出するものとする。

区域	町内会名
1ブロック	北三穂町、北栄町、須先町
2ブロック	中三穂町、桜町、南三穂町、南栄町
3ブロック	新町、柳町、北桂町、船場町、東藤井町、南藤井町、西藤井町

4ブロック	住吉1・2・3・4丁目、松原町
5ブロック	通町1・2・3丁目、広町、心齋町
6ブロック	北久宝町、中久宝町、南久宝町、東久宝町、南桂町、苅屋町、北宮前町
7ブロック	梅田町1・2・3丁目
8ブロック	須賀町、南宮前町
9ブロック	若葉町
10ブロック	松江町

(役員等の報酬)

第4条 規約第12条に規定する役員の報酬は無償とする。契約事務員の報酬は就業規則に準ずる。また、臨時雇用の事務員は役務に応じ都度決定する。

(代議員数)

第5条 規約第15条に規定する代議員数は、次のとおりとする。

資 格	人 数 等
第1号に規定する監事を除く役員	全員
第2号に規定する団体役員の代表者で、役員以外の者	1団体につき1人とし、団体の代表者とする。 ただし、当該団体の代表者もしくは構成員が第1号に規定する監事を除く役員に選出されている場合は選出しない。 なお、複数の団体に重複している場合は、別の者を選出する。
第3号に規定する個人会員の代表者	個人会員の人数が、20人に満たない場合は1人を、20人以上の場合は、10人につき1人を互選により選出する。

(会費)

第6条 規約第39条に規定する会費は、それぞれ次のとおりとし、算定基礎となる世帯数は、毎年4月1日時点を基準とする。

会員種別	対象の内訳	会費(年額)
個人会員	規約第6条第2項の規程により個人会員とみなされる者	免 除

	上記以外	1, 200円
団体会員	町内会	1世帯につき30円
	上記以外	1, 200円
賛助会員	全員	1, 200円

2 会費は、毎年6月末日までに年額を支払うものとする。ただし、町内会を除き、年度途中で入会する場合は、会費の1/2分の1の金額に入会月を含む残余の月数を乗じた額を支払うものとする。

3 団体会員の内会則の無い団体、市・県の所属団体、会員から会費の徴収の無い団体については、会費の支払いを免除する。

(文書の保管)

第7条 事務局は(別表一1)に基づき文書を適正に保存する。

2 各種文書は、種類別、項目別に分類し、適切に保管しなければならない。

(旅費交通費)

第8条 代議員及び役員等の旅費は(別表一2)の通りとする。ただし、物価変動等の社会情勢変遷に伴い適宜変更する事ができる。

(部会の種別)

第9条 協議会に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 広報部 情報収集と発信、地区住民・団体の交流に関する事業
- (2) まちおこし部 地区の活性化、地区住民の教養・文化に関する事業
- (3) 安心・安全部 地区の安心・安全に関する事業
- (4) 福祉部 地区住民の福祉・健康の増進に関する事業
- (5) 総務部 協議会が 全体的に取り組む また統括する事業

附則

本細則は、平成22年4月1日から施行し、以前の会則は廃止する。

本規則は、平成28年5月27日から施行し、以前の会則は廃止する。

本細則は、令和元年5月24日から施行し、以前の会則は廃止する。

本細則は、令和2年6月12日から施行し、以前の会則は廃止する。

本細則は、令和3年4月22日から施行し、以前の会則は廃止する。

本細則は、令和4年6月22日から施行し、以前の会則は廃止する。

本細則は、令和6年5月21日から施行し、以前の会則は廃止する。

(別表—1) 文書の保管

保存年限	種 別	摘 要
永年保存	○規約、細則 ○出納簿、満期証書、終了証書 ○各種議事録 ○基金趣意書、要領、協定書、経緯等の文書 ○財産目録	併せて、電子書籍で 保存に努める
10年	○予算、決算書 ○収入、支出明細書、領収書 ○代議員会資料（総会資料）、代議員名簿	同 上

(別表—2) 代議員及び役員等の旅費

形 態	交通費	宿泊費	日 当
半日市内出張	実費	—	1,000円
一日市内出張	実費	—	2,000円
半日市外出張	実費	—	1,000円
一日市外出張	実費	—	2,000円
宿泊を伴う出張	実費	実費	2,000円×日数

- 注) (1) 交通費は、公共交通機関での経路の最小料金を基本とする。  
(2) 公共交通機関の使用が適当でない場合等で、自家用車当を使用した場合は35円×kmを支給する。  
ただし、この場合、同乗者は交通費を支給しない。  
(3) 交通費は、2km未満の出張については支給しない。

